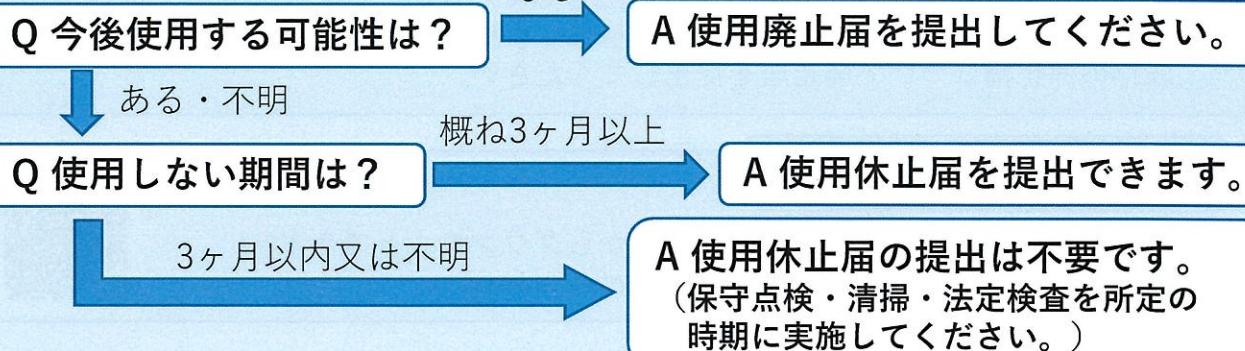


浄化槽を使用しなくなつた時どうする？



- 令和2年4月1日から、**浄化槽の使用廃止届出書**を提出する際は、**清掃記録の添付**が必要となりました。（愛知県浄化槽指導要領の改正）
- 令和2年4月1日から、**浄化槽の使用の休止・再開の届出制度**が始まりました。（浄化槽法の改正）

判断フロー



浄化槽の使用廃止届を提出するためには？

【廃止の届出前にすること】

- 浄化槽清掃業者に浄化槽の使用廃止のための清掃を依頼してください。

【廃止届に必要な書類】

- 浄化槽使用廃止届出書
- 浄化槽の使用廃止のための清掃記録

【廃止届の提出先】

- 浄化槽が設置されている市町村を所管する県民事務所等（裏面参照）

浄化槽の使用休止届を提出するためには？

【休止の届出前にすること】

- 浄化槽保守点検業者に消毒剤の撤去を依頼してください。
- 浄化槽清掃業者に浄化槽の使用休止のための清掃を依頼してください。

【休止届に必要な書類】

- 浄化槽使用休止届出書
- 浄化槽の使用休止のための清掃記録

【休止届の提出先】

- 浄化槽が設置されている市町村を所管する県民事務所等（裏面参照）

※浄化槽の休止期間中は、「保守点検」「清掃」「法定検査」の義務が免除されます。

※浄化槽の使用を再開する時は、浄化槽保守点検業者に連絡し、浄化槽使用再開のための保守点検を実施し、使用再開届出書を提出してください。

使用の廃止・休止についてのQ&A

【Q】どのようなケースが休止に該当しますか。

【A】家屋を売却する場合、転勤等で長期にわたって家を空ける場合、空家として残置する場合等、再度使用する可能性が残っている場合は休止となります。

なお、休止中に家屋を売却した場合は、浄化槽管理者が変更となりますので、変更後の浄化槽管理者が「浄化槽管理者変更報告書」を提出する必要があります。

【Q】普段は居住していませんが、長期休暇の帰省の際だけトイレ等を使用します。休止届を提出できますか。

【A】休止期間中は浄化槽を使用することはできません。少しでも浄化槽を使用する可能性がある場合は、休止届は提出せず、所定の時期に「保守点検」「清掃」「法定検査」を実施してください。

【Q】家屋の建替えやリフォーム等で浄化槽を入れ替える場合はどうなりますか。

【A】新設する浄化槽について、設置届を提出してください。（家屋の建替え等に伴い浄化槽を設置する場合は、建築基準法に基づく手続きを行うこととなります。）既存の浄化槽について廃止届を提出してください。

届出書の様式について

愛知県環境局Webサイト「あいちの環境」からダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/jokakyu.html>



届出書の提出先及び問い合わせ先 (浄化槽が設置されている市町村を所管する県民事務所等)

市町村	届出先	連絡先
豊川市、蒲郡市、田原市	東三河総局県民環境部環境保全課 (〒440-8515 豊橋市八町通5-4)	0532-35-6112（直通）
新城市、設楽町、東栄町、豊根村	東三河総局新城設楽振興事務所環境保全課 (〒441-1365 新城市字石名号20-1)	0536-23-2117（直通）
一宮市（令和3年3月まで）※、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稻沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町	尾張県民事務所環境保全課 (〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1)	052-961-7211（代表）
津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	海部県民事務所環境保全課 (〒496-8531 津島市西柳原町1-14)	0567-24-2131（直通）
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	知多県民事務所環境保全課 (〒475-8501 半田市出口町1-36)	0569-21-8111（代表）
碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町	西三河県民事務所環境保全課 (〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4)	0564-23-1211（代表）
みよし市	西三河県民事務所豊田加茂環境保全課 (〒471-8503 豊田市元城町4-45)	0565-32-7494（直通）

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市※（令和3年4月以降）、豊田市は各市の担当部局へお問い合わせください。

【発行】

愛知県環境局環境政策部
水大気環境課生活環境地盤対策室
TEL 052-954-6219（直通）

